

新築住宅に対する固定資産税の減額措置

(1) 減額の要件

以下の要件を満たす必要があります。

| | | |
|-------|--|---------------------------------------|
| 住宅と種類 | (1) 令和8年3月31日までに新築されたもの (2) 居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること（併用住宅の場合） | |
| 床面積 | 専用住宅 | 50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下） |
| | 併用住宅 | 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下 |

(2) 減額される範囲

| | |
|------------------|---|
| 120㎡以下の場合 | 固定資産税額の1/2を減額 |
| 120㎡を超え280㎡以下の場合 | 120㎡相当分の固定資産税の1/2を減額 (120㎡を超える部分は減額されません。) |

(3) 減額される期間

| | |
|---------------------|--------|
| 一般の住宅（下記以外の住宅） | 新築後3年間 |
| 3階建以上の準耐火構造及び耐火構造住宅 | 新築後5年間 |

(4) その他

- ・ 土地についての減額はありません。

(5) 申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者の方は、新築した年の翌年の1月31日までに下記書類を添付の上、「新築住宅に係る固定資産税の減額申告書」を税務課（榛原庁舎3階）まで提出してください。